

四日市市告示第 89 号

四日市市障害者就労支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 17 日

四日市市長 森 智広

四日市市障害者就労支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害者就労支援事業実施要綱（平成 24 年四日市市告示第 129 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当の額)</p> <p>第 9 条 利用者に支払う就労訓練に係る 手当額は、1 日あたり <u>1,000 円</u>と する。</p>	<p>(手当の額)</p> <p>第 9 条 利用者に支払う就労訓練に係る 手当額は、1 日あたり <u>950 円</u>とす る。</p>

第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式(第6条関係)

四日市市障害者就労支援事業  
就労訓練利用決定(却下)通知書

年 月 日

様

四日市市長

印

年 月 日付けで申請のあった四日市市障害者就労支援事業就労訓練について、四日市市障害者就労支援事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり決定(却下)したので通知します。

申請者	氏名	
	住所	四日市市

<決定の内容>

<input type="checkbox"/> 利用を認めます。	
支給決定内容	就労訓練
訓練日数	訓練期間中で、1日以上 1月以内の範囲
訓練手当	(1日以上就労訓練に参加した場合) 1日につき、1,000円
訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日
遵守事項	<ul style="list-style-type: none"><li>就労訓練中に知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。就労訓練を終えた後も同様とする。</li><li>就労訓練開始時刻までに、指定された場所に到着すること。</li><li>就労訓練中は、「登録証」を携帯すること。</li><li>公務にふさわしい身だしなみに努めること。</li><li>就労訓練を実施するにあたっては、就労支援コーディネーターや所属長に指示を仰ぐこと。</li></ul>

利用を認めません。

却下理由

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)